

■ 人民参審員制度に関するベトナム最高人民裁判所のワークショップにおいて講義を行いました。

令和4年3月16日、ベトナム最高人民裁判所及び独立行政法人国際協力機構（JICA）プロジェクトの共催の下、陪審員（参審員）等に関するワークショップが開催され、当部教官が講義を行いました。

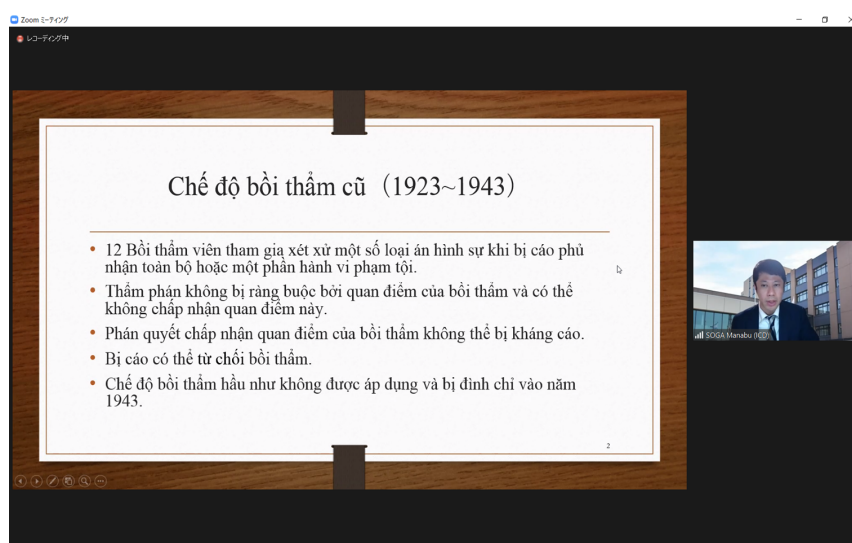
ベトナムでは、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目標として、令和3年1月から、JICAによるプロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が実施されており、当省法務総合研究所もこれに密接な協力を行っています。

今般、同国最高人民裁判所が、同国の人民参審員制度の改良に向けて、日本の裁判員制度を含む各国の国民の司法参加制度からの知見を得ることを目的に、JICAと共催の下、本ワークショップを開催したところ、ワークショップのプログラムの一つとして、裁判官出身の曾我学国際協力部教官が、「日本の裁判員制度」と題する講義をオンライン形式で実施しました。

ベトナム側から、同国最高人民裁判所国際協力局長を始めとする多数の幹部職員が出席しました。また、日本側からは、開会挨拶を行った枝川充志 JICA 長期派遣専門家（当時）のほか関係者が出席し、当部からも、内藤晋太郎国際協力部長ほか職員がオンライン形式で出席しました。

本ワークショップにおいては、ベトナム側の出席者から、諸外国（米国、中国、韓国等）の国民の司法参加制度に関する調査研究結果の発表も行われましたが、日本の裁判員制度について直接自国から説明する形となった曾我教官の講義については、特に高い関心が寄せられ、本ワークショップのテーマに関連する議論の活性化に大いに寄与したものといたします。

国際協力部は、成功裏に終わった本ワークショップの関係者の皆様に心より御礼申し上げますとともに、今後も、JICA等の関係機関と共に、ベトナムにおける法制度整備支援活動に尽力してまいります。



【講義を行う曾我教官】



【参加者の様子】